

(韓国判例)

一 「韓国農地改革法」

1. 自作農でない者には農地の分配は許されていない。
2. 韓国に所在する農地を在日韓国人が相続する場合  
韓国で農業を行っている者にその農地を売却する必要がある。  
(韓国大法院 1968 年 6 月 1 日判決 1968 (タ) 573 号)

二 〈韓国で遺言を執行を予定している場合〉

在日韓国領事館において「韓国領事」による韓国法に基づく公正証書遺言を作成する方法が考えられる。(韓国在外公館公証法第 2 条、第 3 条)